

執筆者:

E-mail☒ [張 翠萍](#)E-mail☒ [志賀 正帥](#)E-mail☒ [陳 致遠](#)E-mail☒ [林 婧](#)E-mail☒ [李 源](#)

## 1. 個人情報越境標準契約弁法<sup>1</sup>

国家インターネット情報弁公室、2023年2月22日公布、同年6月1日施行、部門規則

「個人情報保護法」38条1項によれば、個人情報の越境移転を行う場合には、次のいずれか1つの条件を具備しなければならないとされている。

- ・ 国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)が組織する安全評価(以下「安全評価」という。)に合格すること。
- ・ 専門機構が行う個人情報保護認証(以下「保護認証」という。)を経ること。
- ・ CACの制定する標準契約(以下「標準契約」という。)に従い、中国国外受領者と契約を締結し、双方の権利・義務を約定すること。
- ・ 法律・行政法規又はCACの定めるその他の条件

標準契約の詳細については、CACは2022年6月30日に、「個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)及びその付属文書である標準契約のフォーマット(以下「契約書フォーマット」という。)を公示し、意見募集を行った<sup>2</sup>。そして、約8か月後の2023年2月23日に、CACは、「個人情報越境標準契約弁法」(以下本パートにおいて「本弁法」という。)を、その付属文書である契約書フォーマットの正式版と共に公布した。以下では、意見募集稿からの主な変更点に触れつつ、本弁法の内容を紹介する。

### (1) 標準契約の締結による個人情報の越境移転が認められる場合

意見募集稿において、個人情報取扱者が下記の4つの条件をすべて満たす場合には、標準契約の締結を通じて個人情報の越境移転を行うことができると定められていた。

- ① 非重要情報インフラ運営者であること。
- ② 取り扱う個人情報が100万人分未満であること。
- ③ 前年1月1日以降に国外に提供した個人情報の累計が10万人分未満であること。
- ④ 前年1月1日以降に国外に提供したセンシティブ個人情報の累計が1万人分未満であること。

本弁法4条は、1項で上記条件を踏襲しつつ、2項において「法律、行政法規又は国家インターネット情報部門に別途の規定がある場合には、その規定に従う。」というバスケット条項を追加した。

上記①～④の条件のいずれかに該当しない場合には、安全評価<sup>3</sup>に合格することが個人情報の越境移転の前提条件となるため(データ越境移転安全評価弁法<sup>4</sup>4条)、例えば取り扱う個人情報が100万人分未満であるか否かで、個人情報の越境移転を

<sup>1</sup> 中国語: 个人信息出境标准合同办法

<sup>2</sup> 詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年7月15日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>3</sup> 詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年総括号 I\)\(2023年1月27日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>4</sup> 中国語: 数据出境安全评估办法

行おうとする個人情報取扱者に求められる手続(及びそれに伴う負担<sup>5</sup>)が異なってくる。この点、本弁法は、4条3項において、(個人情報の)数量の分割などの手段によって、安全評価を経なければならない個人情報を標準契約締結の方法を通じて中国国外に提供してはならないと定め、意図的に個人情報の数量を少なく見積もることによる安全評価の回避を認めないスタンスを示した。

## (2) 個人情報保護影響評価の実施

標準契約の締結を通じて個人情報の越境移転を行う場合であっても、個人情報を中国国外に提供する前に個人情報保護影響評価を実施しなければならないこと及び重点的に評価すべき項目が本弁法において定められている。なお、この点について、本弁法は意見募集稿の内容を基本的に踏襲している。

## (3) 標準契約の内容

契約書フォーマットにおいては、個人情報取扱者及び国外受領者の権利・義務に加えて、標準契約の締結当事者でない個人情報主体の「第三者受益者」としての権利も規定されている。

では、個人情報取扱者と中国国外受領者とが標準契約を締結する際、契約書フォーマットをベースとしつつも修正を加えることはできるのだろうか。この点、本弁法において標準契約は契約書フォーマットに厳格に従って締結されなければならない旨が定められており、また、契約書フォーマットにおいて当事者間の特約は契約本文に抵触しない範囲で契約の別紙として追記することができる旨が定められていることから、契約当事者による契約書フォーマットに対する修正は基本的に認められていないものと解される。

## (4) 届出義務

個人情報取扱者は、標準契約の発効日より10営業日以内に所在地の省レベルのインターネット情報部門(以下「**地元所管当局**」という。)に対して、締結された標準契約及び個人情報保護影響評価報告を届け出なければならないとされている。

## (5) 締結済みの標準契約の補充・再締結及び届出

下記のいずれかの事由に該当する場合、意見募集稿では「標準契約を再締結し、かつ届け出る」ことが求められたのに対し、本弁法では「個人情報保護影響評価を改めて行ったうえで、標準契約を補充し、又は再締結し、かつ届け出る」旨に調整された。したがって、所定の事由が発生した場合には、たとえ中国国外受領者が同一であっても、個人情報保護影響評価の再実施が必要となる。

- ① 個人情報の中国国外提供に係る目的、範囲、種類、センシティブレベル、方法、保存場所若しくは中国国外受領者による個人情報の取扱いに係る用途・方法に変化が生じ、又は個人情報の中国国外保存期間を延長するとき。
- ② 中国国外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法令に変化が生じるなど、個人情報の権益に影響を及ぼす可能性があるとき。
- ③ 個人情報の権益に影響を及ぼす可能性があるその他の事由。

## (6) CAC 及び地元所管当局による監督管理

当局は、個人情報の越境活動に比較的高いリスクが存在すると判断した場合、又は個人情報セキュリティインシデントが発生した場合には、個人情報取扱者に対し面談・指導を行うことができるとされている。個人情報取扱者は、当局の要求に従って是正し、懸念を解消する義務を負う。

## (7) 経過措置

本弁法は2023年6月1日より施行されるが、施行前に既に個人情報の越境移転が行われており、かつ、本弁法の規定に適合していない場合には、本弁法の施行日より6か月以内(すなわち、2023年11月30日まで)に、本弁法に適合した形に是正しなければならない。

個人情報の越境移転を行おうとする主体は、まず自身が上記(1)における4つの条件にすべて該当するかを判断する必要がある

<sup>5</sup> 安全評価は政府手続であるため、標準契約の締結よりも負担が大きいといえる。

る。すべての条件に当てはまる場合には、保護認証<sup>6</sup>と標準契約の締結のいずれかのアプローチを選択することができると思われる。もっとも、保護認証については、認証機構のリストが公表されていないなど、未だに不明瞭な部分があるため、保護認証を実施するための体制が整備されるまでは、標準契約の締結がより現実的な選択肢となるといえる。

なお、標準契約を締結する場合、中国国外受領者による標準契約の内容確認、個人情報保護影響評価の実施等の一連の作業が見込まれるため、時間的な余裕を持って(中国国内受領者がグループ内企業ではない場合はなおさら)準備を進めることが望まれる。特に、本弁法の施行前に既に個人情報の越境移転を行っている個人情報取扱者においては、個人情報の越境移転に関する契約を国外受領者と締結しておらず、又は締結した契約の内容が本弁法の規定に適合していない場合には、上記(7)のとおり2023年11月30日までに是正する必要があるため、前広に着手することが望ましい。

## 2. 知的財産権の協同保護の強化に関する最高人民法院・国家知的財産局の意見<sup>7</sup>

最高人民法院・国家知的財産局、2023年2月20日公布、同日施行、部門規範性文書

2021年9月23日に、中国共産党中央委員会及び国務院は、「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」<sup>8</sup>を公布し、「法治保障、厳格な保護」の原則を打ち出し、「国際的な一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の構築」という目標も掲げた。その後、国務院は、同年10月9日に「『十四五』国家知的財産権の保護及び運用に係る計画」<sup>9</sup>を公布し、2021年から2025年までの間における知的財産権の保護及び運用に関する主な方針を定めた。

上記のいずれの文書においても、知的財産権に対する協同保護の強化が目標の1つとされており、これを受け、国家知的財産局は、2022年4月25日に最高人民検察院と共に「知的財産権の協同保護の強化に関する最高人民検察院・国家知的財産局の意見」<sup>10</sup>を公布し、また2023年2月20日に最高人民法院と共に「知的財産権の協同保護の強化に関する最高人民法院・国家知的財産局の意見」(以下「本意見」という。)を公布した。本意見は、主に最高人民法院と国家知的財産局との間での連絡メカニズムの常設及び業務上の連携強化を図るための要対応事項を明らかにした。

### (1) 連絡メカニズムの常設

本意見によれば、最高人民法院と国家知的財産局との間の連絡メカニズムの常設を下記3つの方面から推進する予定である。

- ① 最高人民法院の民事審判第三法廷・知的財産権法廷及び国家知的財産局の知的財産権保護司を、協同保護に係る日常連絡窓口指定する。
- ② 定例会議を開催し、必要に応じて検察部門や公安部門なども参加させ、知的財産権保護における課題に対する研究を深め、対策を提示して、そして会議紀要や指導意見などの形式でコンセンサスを確認する。
- ③ 知的財産権に関する行政権の行使及び司法での裁判で現れた新しい問題・状況についての情報共有を強化し、行政と司法との業務連携やデータ共有を促進する。

### (2) 業務上の連携強化

下記の各視点から業務上の連携を強化していくことが求められている。

- ① 知的財産権保護の関連法令・司法解釈の制定・改正にあたっての意見交流の徹底や、知的財産権権利侵害紛争に関する行政裁決制度の健全化等を通じて、協同保護関連法律・政策の整備を推進する。
- ② 特許権・商標権の付与・確認の基準や、司法権及び行政権行使における証拠の基準のフィードバック・意見交換メカニズムの構築、知的財産権に関する行政処罰の基準と刑事事件の立件基準のリンクの推進等を通じて、行政機関における基準と司法機関における基準との調和・統一を促進する。
- ③ 特許権侵害紛争に係る行政裁決制度における強制執行申立ての関連業務を展開し、知的財産権侵害に関する民事訴訟と関連する権利付与・確認に係る行政手続との連動を加速させ、重大な特許権侵害紛争に関連する行政訴訟

<sup>6</sup> 同脚注3。

<sup>7</sup> 中国語：最高人民法院 国家知识产权局关于强化知识产权协同保护的意見

<sup>8</sup> 中国語：知识产权强国建设纲要(2021-2035年)

<sup>9</sup> 中国語：“十四五”国家知识产权保护和运用规划

<sup>10</sup> 中国語：最高人民检察院 国家知识产权局关于强化知识产权协同保护的意見

事件のスピーディな審理を推進し、また、悪意による商標出願、異常な特許出願及び悪意訴訟に対する発見・選別・規制を共同で強化する。

- ④ 国際的な知的財産権保護分野の発展に係る趨勢及び問題のフォロー・研究、関係する国際ルール及び基準の制定・完備の推進、知的財産権保護に関する国際交渉におけるコミュニケーションの強化等を通じて、知的財産権のグローバルガバナンスに深く関与する。

なお、本意見において、専門技術によるサポートの強化、重要業務に関する研究・討論の強化、区域を跨がる協力メカニズムの構築等も求められている。

### 3. 株式新規公開発行登録管理弁法<sup>11</sup>

中国証券監督管理委員会、2023年2月17日公布、同日施行、部門規則

2023年2月17日、中国証券監督管理委員会(以下「CSRC」という。)は「株式発行登録制」の全面的な実施に関する57の関連制度・規則を正式に公布し、また、上海証券取引所(以下「SSE」という。)、深セン証券取引所(以下「SZSE」という。)、北京証券取引所(以下「BSE」という。)、全国中小企業株式譲渡システム有限責任公司等は「株式発行登録制」の全面的な実施に伴う108の制度・規則を同時に公布した。

今回の、従来の「株式発行承認制<sup>12</sup>」から「株式発行登録制」への改革は、中国の資本市場全体にかかわる重要なものであり、次の3つの点から、広範囲かつ抜本的なものともいえよう。

- ① 登録制の適用範囲は、従前から登録制の試験的に実施されてきた科学・イノベーションボード<sup>13</sup>、創業ボード<sup>14</sup>及びBSEのみならず、すべての証券取引所のメインボード、株式譲渡システム<sup>15</sup>等の各レベルのキャピタルマーケットに拡張されている。
- ② 登録制の適用対象には、株式のほか、更に預託証券、転換可能社債、優先株等が含まれるようになった。
- ③ 登録制は、新規公開発行株(以下「IPO」という。)、リファイナンス、重大な資産再編、継続的な監督管理、上場廃止等のファイナンスの各段階にも適用されるようになった。

そのうち、IPOについて、CSRCは、先般科学・イノベーションボード、創業ボードにおいて実施されていた登録制の試験的な実施の経験を踏まえ、発行条件及び登録制の統一及び整備を行い、SSE及びSZSEのメインボード、科学・イノベーションボード、創業ボードに統一して適用される「株式新規公開発行登録管理弁法」(以下本パートにおいて「本弁法」という。)を公布した<sup>16</sup>。本弁法の実施により、「株式新規公開発行及び上場管理弁法」<sup>17</sup>、「科学・イノベーションボード株式新規公開発行登録管理弁法(試行)」<sup>18</sup>及び「創業ボード株式新規公開発行登録管理弁法(試行)」<sup>19</sup>が廃止された。

本弁法は「総則」、「発行条件」、「登録手続」、「情報開示」、「監督管理」、「法律責任」及び「附則」の全6章、71条から構成され、

<sup>11</sup> 中国語：首次公开发行股票注册管理办法

<sup>12</sup> 株式発行承認制においては、企業の上場又は株式などの有価証券の発行には、原則としてCSRCの承認を取得する必要がある。

<sup>13</sup> 「科学・イノベーションボード」とは、SSEの市場区分の1つであり、主な対象企業は後記(1)を参照されたい。

<sup>14</sup> 「創業ボード」とは、SZSEの市場区分の1つであり、主な対象企業は後記(1)を参照されたい。

<sup>15</sup> 「株式譲渡システム」とは、ベンチャー企業が対象とした店頭株式市場のことである。メインボードと創業ボードについて3つ目のボードという意味で「新三板」と略称すること多い。

<sup>16</sup> BSEにおいてIPOを申請する場合には、CSRCが2023年2月17日に公布した「北京証券取引所の不特定の適格投資家に対する株式公開発行登録管理弁法」(中国語：北京证券交易所向不特定合格投资者公开发行股票注册管理办法)が適用される。当該管理弁法は、発行登録に係る一般的要件、発行条件、審査承認手続、情報開示、推薦及び引受責任、各当事者の法律責任等について詳細に定めている。

<sup>17</sup> 中国語：首次公开发行股票并上市管理办法

<sup>18</sup> 中国語：科创板首次公开发行股票注册管理办法(试行)

<sup>19</sup> 中国語：创业板首次公开发行股票注册管理办法(试行)

その主な内容は次のとおりである。

### (1) 市場区分の位置づけ

本弁法によれば、発行者が IPO を申請する場合には、上場する市場の位置づけ(下表)に適合しなければならないとされている。

市場区分	市場区分の位置づけ
メインボード	ビジネスモデルが成熟し、経營業績が安定的であり、規模が比較的大きく、業界を代表する優良企業を重点的に支援する。
科学・イノベーションボード	国家戦略に合致し、重点となるコア技術を有し、科学イノベーション能力が突出し、コア技術に主に依拠して生産経営し、安定的なビジネスモデルを有し、市場認知度が高く、社会的イメージが良好で、比較的強い成長性を有する企業を優先的に支援する。
創業ボード	成長型のイノベーション・創業企業のために主にサービスし、伝統産業と新技術、新産業、新業態、新モデルとの深い融合を支援する。

そして、CSRC は、SSE 及び SZSE が登録申請書類を受け取った日から、発行者が国家産業政策及び市場区分の位置づけに合致するか否かについても確認するとされている。

### (2) 発行条件

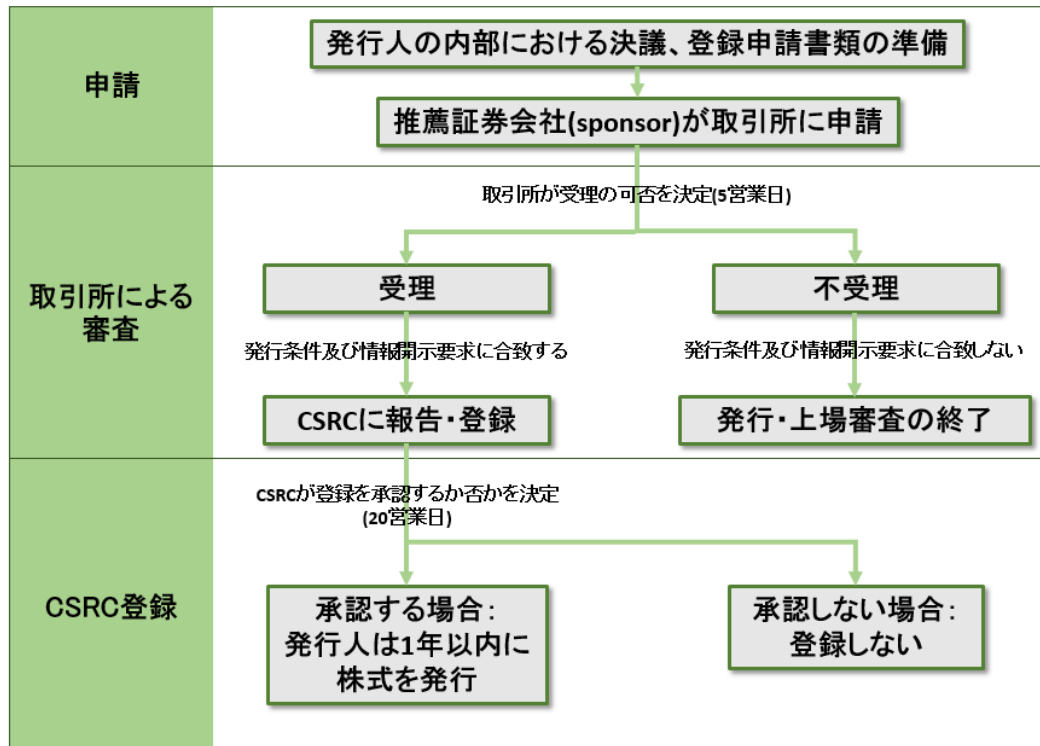
本弁法によれば、発行者がメインボード、科学・イノベーションボード、創業ボードへの IPO を申請する際に適用される発行条件は、主に次の 4 つに分けられている<sup>20</sup>。なお、既存のメインボードの発行条件のうち、未補填の欠損の不存在、無形資産比率制限等に関する要件は、本弁法において削除された。

	メインボード	科学・イノベーションボード	創業ボード
①主体資格	3年以上継続的に経営している株式有限会社であって、組織機構が健全であること。		
②財務・内部統制コンプライアンス	会計の基礎的な業務が規範的であり、内部統制制度が健全かつ効果的であること。		
③業務の健全性など	業務が健全であり、直接、市場に対し独立して継続的に経営する能力を有し、資本関係が明瞭であること。		
	直近3年内の主たる事業及び董事、高級管理者のいずれにも重大かつ不利な変化が生じていないこと。	直近2年内の主たる事業及び董事、高級管理者、 <b>コア技術担当者</b> のいずれにも重大かつ不利な変化が生じていないこと。	直近2年内の主たる事業及び董事、高級管理者のいずれにも重大かつ不利な変化が生じていないこと。
④経営コンプライアンス、従業員の法令遵守	生産経営が法律や行政法規の規定に適合し、国の産業政策に適合しており、関係者に本弁法所定の違法事由が存在しないこと。		

### (3) 登録手続

今回の改革後、株式発行及び上場申請書類の審査主体は CSRC から SSE 及び SZSE に変わり、また CSRC は主に国家政策、市場区分の位置づけ等の観点から企業をチェックすることとなった。SSE 及び SZSE は、IPO 申請の審査を担当する独立した審査部門を設立する予定である。SSE 及び SZSE は、主に、発行者に対する質問、発行者からの回答を通じて審査を行い、発行者が発行条件、上場条件及び情報開示要件に合致するか否かを判断し、情報開示に不備がないよう発行者を促す。今回の登録制改革後の IPO に係る主な登録手続は、次のとおりである。

<sup>20</sup> 各市場区分における株式発行又は上場の要件の詳細は、2023年2月17日に SSE や SZSE に公布されたが、本稿では紙幅の都合上省略する。



#### (4) 情報開示

本弁法では、科学・イノベーションボード、創業ボードにおける登録制の試験的な実施において蓄積された情報開示に関するノウハウを踏まえ、各市場区分に適用されている一般的な情報開示ルールにおいてビジネスモデル、コーポレート・ガバナンス、発展戦略、経営ポリシー、会計ポリシー、財務状況分析等の投資家のニーズを重視した情報開示要求を明確にした。

また、メインボード、科学・イノベーションボード及び創業ボードの市場区分に応じて、各市場区分の情報開示についてそれぞれ特別な要件が設けられた。

市場区分	情報開示に係る特別な要件
メインボード	ビジネスモデルの成熟度、経営の安定性及び業界における地位を十分に開示しなければならない。
科学・イノベーションボード	科学研究水準、科学研究者、科学研究資金の投入及び調達資金の科学技術イノベーション分野への重点的投資のアレンジ等に関する情報を十分に開示しなければならない。
創業ボード	自身のイノベーション、創造、創意の特徴を十分に開示し、科学・イノベーション、モデルイノベーションボード又は業態イノベーションの状況について、ポイントを絞って開示しなければならない。

#### 4. 国内企業海外証券発行及び上場管理試行弁法<sup>21</sup>

中国証券監督管理委員会、2023年2月17日公布、同年3月31日施行、部門規則

<sup>21</sup> 中国語：境内企业境外发行证券和上市管理试行办法

中国国内企業の海外市場での上場はもはや珍しいことではなくなったが、近年、中国における「放管服」<sup>22</sup>改革の推進やアメリカを始めとする諸外国の対中規制強化などを受け、従来の管理制度が時代遅れであるとの声が絶えない<sup>23</sup>。このような背景の下、CSRCは、2023年2月17日に「国内企業海外証券発行及び上場管理試行弁法」(以下本パートにおいて「**本弁法**」という。)及び5つの関連するガイドラインを公布した。以下では、本弁法の内容を紹介する。

### (1) 適用対象

本弁法は、中国国内企業による海外での証券発行・上場を「直接海外発行・上場」及び「間接海外発行・上場」の2種類に分け、それぞれ以下のように定義した。

直接海外発行・上場	中国国内で登録・設立された株式会社が直接海外で証券を発行し、上場すること。 ※本弁法における「証券」とは、中国国内企業が直接又は間接に海外で発行し、又は上場させた株式、預託証券、株式に転換可能な社債その他エクイティの性質を有する証券である。
間接海外発行・上場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業活動を中国国内で行っている企業が、当該企業の持分、資産、収益その他の類似するエクイティを元に、海外で登録した企業の名義で、海外で証券を発行し、上場すること。</li> <li>・ 特に、証券発行者が下記に当たる場合には、国内企業による「間接海外発行・上場」に該当するとされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 直近の事業年度における国内企業の売上高、総利益、総資産又は純資産のいずれかが、証券発行者の同事業年度における監査済連結財務諸表の関連する数値の50%超を占める場合</li> <li>➢ 事業活動の主な段階が中国国内で遂行され、主な事業拠点が中国国内にあり、又は経営管理を担当する高級管理職の多数が中国籍であり、若しくはその常居所が中国国内にある場合</li> </ul> </li> </ul>

また、本弁法及び関連ガイドラインは、信用失墜企業である場合や国家安全に危害を及ぼすおそれがある場合など海外発行・上場が禁止される事由(以下「**海外発行・上場禁止事由**」という。)も列挙した。

### (2) 届出制への移行

本弁法の公布に伴い、中国国内企業による海外発行・上場に対する管理制度は、従来の許可制から届出制に移行した<sup>24</sup>。既に海外発行・上場済の企業や許可制に基づいて申請を提出した企業に関しても、それぞれの経過措置が明らかにされている<sup>25</sup>。

<sup>22</sup> 「放管服」とは、「簡政放権(行政の簡素化及び権限委譲)、放管結合(権限委譲と管理との両立)、優化服務(サービスの向上)」の略称である。

<sup>23</sup> 従来の管理制度とは、主に「株式会社による海外での募集株式発行及び上場に関する国務院の特別規定」(中国語: 国务院关于股份有限公司境外募集股份及上市的特别规定、1994年8月4日公布、同日施行。)及び「海外での株式発行及び上場に対する管理の更なる強化に関する国務院の通知」(中国語: 国务院关于进一步加强对境外发行股票和上市管理的通知、1997年6月20日公布、同日施行。)に基づく管理体制を指す。

<sup>24</sup> 国務院は2023年2月14日に「一部の行政法規及び文書の廃止に関する国務院の決定」(中国語: 国务院关于废止部分行政法规和文件的决定、2023年3月31日施行。)を公布し、許可制の根拠となる2つの法令(上記脚注23を参照されたい。)を廃止した。

<sup>25</sup> 経過措置の詳細はCSRCが別途公布した「国内企業による海外発行・上場の届出管理のアレンジに関する通知」(中国語: 关于境内企业境外发行上市备案管理安排的通知、2023年2月17日公布、同日施行。)を参照されたい。

届出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接海外発行・上場の場合：発行者</li> <li>間接海外発行・上場の場合：発行者が指定した中国国内の主要な事業拠点</li> </ul>
届出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規公開発行・上場の場合：海外で上場申請書類を提出後 3 営業日以内</li> <li>海外発行・上場後に異なる海外市場で証券を発行する場合：海外で上場申請書類を提出後 3 営業日以内</li> <li>海外発行・上場後に同一海外市場で証券を発行する場合：発行後 3 営業日以内</li> <li>国内企業の資産が買収、株式交換その他のアレンジによって海外発行・上場する場合：海外で上場申請書類を提出後 3 営業日以内(海外における上場申請書類の提出が不要な場合、かかるアレンジを初めて適時開示した日から 3 営業日以内)</li> </ul>
所要時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則としては、受理日から 20 営業日以内。但し、以下の各期間はカウントしない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>書類に不備がある場合：CSRC は 5 営業日以内に資料の追加提出を通知。発行者は 30 営業日以内に追加資料を提出しなければならない。</li> <li>海外発行・上場禁止事由に該当しうる場合：CSRC より国务院の関連部局に相談する。</li> </ul> </li> </ul>

届出の所要書類リスト及び一部の所要書類の様式は、CSRC が公布した関連ガイドラインで明らかにされている。


### (3) 上場関係者の義務の強化

本弁法は、発行者の筆頭株主、実質的支配者、高級管理職に対し真実性の確保義務などを課すほか、証券会社及び法律事務所に対しても届出書類の確認義務を課した。

また、本弁法によれば、中国国内企業の海外発行・上場案件で推薦証券会社(sponsor)又は主引受証券会社(lead underwriter)を務める海外の証券会社も、初めて業務契約を締結した日から 10 営業日以内に CSRC に届出を提出し<sup>26</sup>、また毎年 1 月 31 日までに前年度に従事した中国国内企業の海外発行・上場案件の状況を CSRC に報告しなければならない<sup>27</sup>。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>26</sup> 関連ガイドラインによれば、海外の証券会社は、案件毎に届出を提出する必要がなく、当該中国国内企業から初めて受任した際だけで足りるとされている。

<sup>27</sup> 経過措置として、本弁法の施行前に既に業務契約を締結しており、中国国内企業の海外発行・上場案件を担当している場合は、本弁法の施行後 30 営業日以内に届出を提出しなければならないとされている。